

令和7年度

第1回川口市立鳩ヶ谷公民館運営審議会

日 時	令和7年7月3日（木） 午後2時00分
場 所	鳩ヶ谷公民館 ホール

— 次 第 —

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

（1） 令和6年度公民館使用状況について

（2） 令和6年度公民館事業報告について

ア）公民館事業について

イ） 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

（3） 令和7年度公民館事業計画について

ア）公民館事業について

イ） 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

（4） その他

6 閉 会

議題

(1) 令和6年度公民館使用状況について

①主催（共催）の部

種 別		利用件数（件）	参加人数（人）
公民館	定期講座	11	662
	その他の事業	55	1,626
	合 計	66	2,288

②貸出の部

種 別		利用件数（件）	参加人数（人）
社会教育関係団体	少年少女団体	1	18
	ボランティア団体	82	1,587
	青少年団体	1	15
	長寿団体	49	752
	体育レク団体	682	8,188
	P T A	0	0
	実務団体	2	18
	趣味団体	954	9,110
	その他の団体	2,164	20,041
	小 計	3,935	39,729
その他	公共団体	59	2,152
	行政協力団体	0	0
	自治会	72	2,210
	その他	150	2,404
	小 計	281	6,766
合 計		4,216	46,495

鳩ヶ谷公民館登録団体数

（団体数）

	7年度	6年度	比 較
優先団体	54	58	△ 4
一般団体	50	43	7
合 計	104	101	3

（5月31日時点）

議題

(2) 令和6年度 公民館事業報告について

ア) 公民館事業について

講 座 名	内 容	開催日	回数	対 象	参加者数 (延べ)
市民大学（前期） 「若返り健康講座」 ～人生100年をイキイキ と生きるために～	食事習慣、運動習慣、睡眠習慣な どの面から若返り（アンチエイジ ング）について学ぶ。	6月 9日（日） 6月16日（日） 6月23日（日） 6月30日（日）	4	一般	168名
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団 体からの意見等情報交換を行う。	6月16日（日）	1	社会教育関係 団体代表者	77名
人権問題理解講座	身の回りにある人権にかかわる 様々な問題について、理解を深め る。	6月16日（日）	1	一般	77名
夏休み親子料理教室 （青少年育成事業と共催）	夏休みを利用し親子で楽しく料理 作りを学ぶ。	7月27日（土）	1	小学生及び その保護者	12名
子どもマジック講座 （青少年育成事業と共催）	夏休みを利用し、子どもに手品を する楽しさや、達成感を味わって もらうことを目的に行う。	8月 7日（水）午前 8月 7日（水）午後	2	小学生 （1、2年生は 保護者同伴）	午前11名 午後11名
第13回鳩ヶ谷公民館地区 文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発 表する機会を提供し、地域の方 に、生涯学習の楽しさや素晴らし さを理解していただく。	11月 2日（土） 11月 3日（日）	2	公民館利用者 53団体と 地域の方	800名
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のため の体操を学ぶ	1月12日（日） 1月19日（日） 1月26日（日） 2月 2日（日）	4	一般	131名
おうちで手軽にチョコス コーンづくり講座 （オンライン講座）	家庭でできる、簡単なお菓子作り を学ぶ。	1月15日（水）から 配信（R7.5.31現在）	1	一般	323回
親子味噌作り教室 （青少年育成事業と共催）	親子で発酵食として体に良い、日 本人の食卓に欠かせない味噌の作 り方を親子で学ぶ。	2月 1日（土）	1	小学生及び その保護者	20名
くらしのキレイお洗濯講座	日々忙しい中でも効率的にお掃除 するコツ、ポイントを学ぶ。	講師の都合により中止	1	一般	—

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場	参加者数
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	小学生とその保護者が一緒に料理作りに取り組むことで普段とは違う親子の触れ合いの場を提供する。	7月27日（土）	料理実習室	12名
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止夜間パトロールを行う。	8月 2日（金） 8月 9日（金） 8月23日（金）	坂 下 町 地 区 桜 町 地 区 鳩ヶ谷本町地区	41名 34名 37名
子どもマジック講座 （公民館事業と共催）	子どもたちに手品をする楽しさや達成感を味わってもらう。	8月 7日（水）	講座室1号	22名
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月22日（日）	鳩ヶ谷氷川神社	118名
親子味噌づくり教室 （公民館事業と共催）	親子で発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を親子で学ぶ。	2月 1日（土）	料理実習室	20名

※第67回川口市明るい街づくり運動推進大会表彰

青少年育成 功労者賞	高橋 えみ 氏 非行防止や環境浄化などの活動に取り組み、青少年の健全育成に尽力したことが認められました。
---------------	---

議題

(3) 令和7年度 事業計画について

ア) 公民館事業について

講 座 名	内 容	開 催 日	回数	対 象	定員
クラブリーダー研修会	公民館からのお知らせ及び利用団体からの意見等情報交換を行う。	5月18日(日)	1	社会教育関係団体代表者	—
人権問題専門講座	高齢者・要介護者の人権について、理解を深める。	5月18日(日)	1	一般	—
夏休み親子料理教室 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月26日(土)	1	小学生及びその保護者	8組16名
子どもマジック講座 (青少年育成事業と共催)	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 6日(水)	2	小学生	午前・午後 各回15名
おうちで手軽に大学いも作り講座(オンライン講座)	家庭で手軽にできる大学いもの作り方を学ぶ。	10月中旬		一般	—
第14 鳩ヶ谷公民館地区文化祭	公民館利用団体に学習の成果を発表する機会を提供し、地域の方に、生涯学習の楽しさや素晴らしさを理解していただく。	11月 1日(土) 11月 2日(日)	2	公民館利用者と地域の方	—
市民大学(後期) 「スマートフォンの使い方講座」	スマートフォンの基本的な使い方、LINEや様々なSNSの紹介や、インターネットの注意点を学ぶ。	11月 9日(日) 11月16日(日) 11月23日(日) 11月30日(日)	4	一般	20名×4回
血液循環とロコモ体操講座	血液循環を促すロコモ予防のための体操を学ぶ。	1月11日(日) 1月18日(日) 1月25日(日) 2月 1日(日)	4	一般	40名×4回
親子味噌作り教室 (青少年育成事業と共催)	親子で発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 7日(土)	1	一般	8組16名

イ) 青少年育成事業（地区青少年育成協議会）について

事業名	内 容	開催日	会 場
夏休み親子料理教室 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し親子で楽しく料理作りを学ぶ。	7月26日（土）	鳩ヶ谷公民館
愛のひと声、あいさつ運動 （青少年非行防止夜間パトロール）	愛のひと声、あいさつ運動の一環として、地区ごとに非行防止の夜間パトロールを行う。 〔 ※ 協力：武南警察署生活安全課 川口市防犯対策室 〕	8月 1日（金） 8月 8日（金） 8月22日（金）	鳩ヶ谷本町地区 坂下町地区 桜 町 地 区
子どもマジック講座 （公民館事業と共催）	夏休みを利用し、子どもに手品をする楽しさや、達成感を味わってもらうことを目的に行う。	8月 6日（水）	鳩ヶ谷公民館
おかめ市開催に伴う街頭補導	街頭パトロール等により、子どもたちの安全を保つ。	12月下旬予定	鳩ヶ谷氷川神社
親子味噌づくり教室 （鳩ヶ谷公民館と共催）	親子で、発酵食として体に良い、日本人の食卓に欠かせない味噌の作り方を学ぶ。	2月 7日（土）	鳩ヶ谷公民館

鳩ヶ谷公民館運営審議会委員名簿

任期：令和8年6月30日迄

【敬称：略】

番 号	氏 名	現在の公職	条例第3条該当名
1	いしかわ しげひこ 市 川 重 彦	鳩ヶ谷中学校校長	学校教育関係者
2	かんざき ゆうじん 神 崎 有 人	桜町4丁目自治会長	社会教育関係者
3	たかはし けんじ 高 橋 健 二	桜町5丁目自治会長	社会教育関係者
4	なか やま しげる 中 山 茂	ソファール東鳩ヶ谷団地自治会長	社会教育関係者
5	みやた のりかず 宮 田 典 和	鳩ヶ谷本町三丁目自治会顧問	社会教育関係者
6	くらはし じゅんいち 倉 橋 純 一	鳩ヶ谷本町4丁目自治会長	社会教育関係者
7	おだぎり としあき 小 田 切 敏 昭	坂下町3丁目自治会長	社会教育関係者
8	やはぎ としお 矢 作 登 司 雄	坂下町1丁目自治会長	社会教育関係者
9	かない ふみこ 金 井 夫 美 子	公民館利用団体役員	社会教育関係者
10	しみず せいじ 清 水 征 治	公民館利用団体役員	社会教育関係者
11	まつむら きみこ 松 村 き み 子	川口市民生委員児童委員	社会教育関係者
12	えんどう ミツル 遠 藤 ミ ツ ル	川口市民生委員児童委員（主任児童委員）	社会教育関係者
13	こやなぎ みさこ 小 柳 美 佐 子	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者
14	かわかみ やす恵 川 上 靖 恵	青少年育成推進員	家庭教育の向上に 資する活動を行う者

令和6年度 社会教育施設利用状況実績

施設名	人数						貸館人数	施設利用人数 計 (オンライン除く)	回数				合計 (オンライン 含む)	合計 (オンライン除く)
	主催講座 (人権理解、ク ラブリーダー含 む)	オンライン 講座視聴 回数	イベント等 (共済事業 含む)	会議等	合計 (オンライン 含む)	合計 (オンライ ン除く)			主催講座	オンライン 講座本数	イベント等	会議等		
西公民館	889	0	3,866	62	4,817	4,817	104,556	109,373	30	0	92	4	126	126
幸栄公民館	159	135	2,871	132	3,297	3,162	93,457	96,619	9	1	93	9	112	111
並木公民館	183	320	1,317	281	2,101	1,781	75,331	77,112	9	2	42	18	71	69
横菅根公民館	84	118	3,260	142	3,604	3,486	46,550	50,036	9	1	166	7	183	182
西川口公民館	89	0	0	10	99	99	0	99	7	0	0	1	8	8
青木公民館	402	504	2,300	181	3,387	2,883	33,773	36,656	25	1	95	15	136	135
青木東公民館	240	551	2,270	237	3,298	2,747	35,109	37,856	17	3	88	12	120	117
上青木公民館	533	464	2,986	109	4,092	3,628	96,357	99,985	26	1	141	4	172	171
前川公民館	394	316	2,383	11	3,104	2,788	50,842	53,630	32	1	147	1	181	180
前川南公民館	161	0	1,202	32	1,395	1,395	21,530	22,925	20	0	97	3	120	120
南平公民館	372	0	4,677	289	5,338	5,338	36,888	42,226	19	0	115	9	143	143
領家公民館	225	442	996	236	1,899	1,457	35,356	36,813	28	2	42	9	81	79
朝日公民館	415	184	1,549	153	2,301	2,117	17,820	19,937	19	1	78	8	106	105
朝日東公民館	444	0	1,366	272	2,082	2,082	30,628	32,710	30	0	51	11	92	92
神根公民館	1,609	116	1,516	320	3,561	3,445	41,564	45,009	137	2	102	15	256	254
神根西公民館	35	251	0	17	303	52	0	52	4	3	0	2	9	6
神根東公民館	89	31	1,423	120	1,663	1,632	24,896	26,528	9	1	112	7	129	128
根岸公民館	185	0	1,621	138	1,944	1,944	10,566	12,510	11	0	99	8	118	118
芝公民館	106	202	1,611	186	2,105	1,903	36,209	38,112	8	1	52	7	68	67
芝南公民館	685	331	1,755	129	2,900	2,569	32,577	35,146	23	1	104	14	142	141
芝西公民館	198	0	3,279	109	3,586	3,586	30,909	34,495	10	0	116	5	131	131
芝北公民館	504	701	2,224	151	3,580	2,879	28,037	30,916	27	2	99	8	136	134
芝富士公民館	1,846	45	1,651	150	3,692	3,647	12,903	16,550	83	1	121	10	215	214
芝園公民館	348	160	665	36	1,209	1,049	28,956	30,005	24	3	89	5	121	118
新郷公民館	450	305	2,231	39	3,025	2,720	43,006	45,726	40	4	86	3	133	129
新郷南公民館	467	1,462	1,627	104	3,660	2,198	20,360	22,558	27	1	95	6	129	128
安行公民館	217	7,253	2,279	107	9,856	2,603	31,496	34,099	12	4	87	9	112	108
安行東公民館	238	0	2,532	67	2,837	2,837	17,226	20,063	17	0	100	5	122	122
戸塚公民館	518	181	8,772	163	9,634	9,453	87,700	97,153	36	1	103	4	144	143
戸塚西公民館	500	1,631	4,803	51	6,985	5,354	39,167	44,521	22	1	100	2	125	124
鳩ヶ谷公民館	339	323	1,439	187	2,288	1,965	46,495	48,460	10	1	51	4	66	65
南鳩ヶ谷公民館	86	367	1,050	121	1,624	1,257	20,281	21,538	7	10	56	4	77	67
里公民館	285	170	1,220	130	1,805	1,635	39,931	41,566	21	1	40	5	67	66
小計	13,295	16,563	72,741	4,472	107,071	90,508	1,270,476	1,360,984	808	50	2,859	234	3,951	3,901
中央ふれあい館	703	305	6,870	248	8,126	7,821	153,996	161,817	29	1	100	8	138	137
生涯学習プラザ	355	537	909	137	1,938	1,401	59,056	60,457	26	3	3	8	40	37
合計	14,353	17,405	80,520	4,857	117,135	99,730	1,483,528	1,583,258	863	54	2,962	250	4,129	4,075

南平文化会館					0	#REF!		#REF!	2	0	0	0	#REF!	#REF!
--------	--	--	--	--	---	-------	--	-------	---	---	---	---	-------	-------

令和7年度予算額

参 考

10款 教育費 6項 公民館費

(単位:円)

目	節	細節	説明	配分額		備考
				7年度	前年度	
1	1	52	報酬	65,000	65,000	公民館運営審議会委員報酬
1	7	2	講師等報奨金	80,000	72,000	市民大学用
1	10	3	食糧費	0	0	
2	7	2	講師等報奨金	72,000	156,000	7年度(4月～9月実施分の配当)
2	10	1	消耗品費	160,000	160,000	
2	11	1	通信運搬費	4,500	4,500	郵便代
2	13	2	電子複写機等借上料	0	0	コピーキット代
2	13	6	印刷機等借上料	0	0	インク・マスター代
合 計				381,500	457,500	

○川口市公民館運営審議会条例

平成11年12月21日条例第48号

改正

平成24年3月27日条例第23号

川口市公民館運営審議会条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第29条第1項の規定に基づき、公民館に公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 教育委員会は、必要と認めるときは、2以上の公民館について1の審議会を置くことができる。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、公民館において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(川口市立公民館設置及び管理条例の一部改正)

- 2 川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成24年3月27日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱されている委員は、この条例による改正後の川口市公民館運営審議会条例の規定により委嘱された委員とみなす。

川 口 市 公 民 館 運 営 審 議 会 事 務 要 綱

1 目的

この要綱は、本市の公民館運営審議会の事務に関し共通の基準を定めることにより、館長の諮問機関としての適切な運営を図ることを目的とする。

2 設置

一つの公民館に一つの公民館運営審議会を置く。

ただし、教育委員会が必要と認めるときは、2つ以上の公民館について1つの審議会を置くことができる。

3 委員

(1) 委員の役割…公民館の運営に、地域住民の意見・要望等が十分に反映される役割を担う。

(2) 身分…非常勤の特別職公務員。

(3) 兼務の禁止…一人が2つ以上の公民館運営審議会委員を兼ねることはできない。

(4) 男 女 比…3割以上(4人)は女性委員とするよう努めるものとする。

(5) 構成人数等(各関係者の人数は原則とする)

ア 学校教育関係者…1～ 3人

(ア) 学校教育関係者とは、地域内の公立学校長。

(イ) 役割…地域の教育という観点から公民館運営について、指導・助言する役割を担う。

イ 社会教育関係者…8～12人

(ア) 社会教育関係者とは、地域の社会教育活動者・施設の社会教育関係団体。

(イ) 役割…地域の社会教育活動や施設の社会教育関係団体に所属し、その活動・団体の現状や問題点を十分に把握するとともに、それらが公民館の持つ「公共性」・「目的」と、どう一致するかを冷静に見て判断し、公民館運営をのばすように協力する役割を担う。

ウ 家庭教育の向上に資する活動を行う者…2人以内

(ア) 家庭教育の向上に資する活動を行う者とは、地域の子育てサークルのリーダー・子育てサポーター・家庭教育に関する相談員や児童福祉司等。

(イ) 役割…地域の家庭教育に関する学習機会の現状や課題を十分に把握するとともに、地域の実情に応じた多様な学習機会が提供されるよう公民館運営に協力する役割を担う。

エ 知識経験者…2人以内

(ア) 知識経験者とは、地域の見識者・議会議員・社会教育関係団体構成員・公務員等。

(イ) 役割…地域の文化活動や学習活動の模範的実践者で、学問上の識見と豊かな生活経験があり、公民館に関して「知識・経験」者であるとともに館長へよき助言をする役割を担う。

4 期間

1期2年とする。但し、再任は連続して2期までを原則とする。

5 調査審議内容

公民館における各種事業の企画実施等に関することについて調査審議するものとし、内容は次ぎのようなものとする。

- (1) 公民館事業計画
- (2) 地域の実態と課題について調査
- (3) 地域課題に対する施策について
- (4) 学級講座の体系化と充実について
- (5) 地域住民からの人材発掘
- (6) 利用状況などの調査分析
- (7) 情報収集と公民館活動への反映
- (8) 社会教育関係団体の育成方策と連絡提携
- (9) 公民館の趣旨徹底と広報活動
- (10) その他

6 委員の選出

選考協議会を開催し次のとおり委員を選出する。なお、選考協議会に関し、事前に館長を進行役とした事前協議会を開催することができる。

(1) 選考協議会の開催 (座長・進行役は互選 委員数は10名以内)

ア 学校教育関係者・社会教育関係者・家庭教育の向上に資する活動を行う者・知識経験者の別に定数内訳を枠決めする。

イ 学校教育関係者は、当該学校長間で互選する旨館長から説明する。

ウ 社会教育関係者は、地域の社会教育活動者及び施設の社会教育関係団体に分けそれぞれ列挙し選出する。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

オ 地域の知識経験者を列挙し選出する。ただし、館長の意見を取り入れる。

(2) 推薦書の提出

ア 選出した施設の社会教育関係団体には、民主的選出による人選をおこない会長名で推薦書を館長あてに提出するよう依頼する。

イ 選出した地域の社会教育活動者、地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者及び地域の知識経験者は、内諾を得た後選考協議会で推薦する。

(3) 教育委員会に提出

ア 館長は候補者内申書・委員名簿を作成し、教育委員会の会議に議案として提出し議決を得てから委嘱する。

7 任期途中の補充

- (1) 解嘱の事由が発生した場合には、速やかに教育長あてに解嘱の報告をするものとする。

なお、解嘱の事由は、

ア 委員が死亡した場合。(教育委員会報告事項)

イ 職指定(学校教育関係者)の委員がその職を離れた場合。(教育委員会報告事項)

ウ 法律・条例及びこの要綱の規定されている委員としての資格要件を欠くに至った場合。
(教育委員会報告事項)

エ 本人が退任した場合。(教育委員会議決事項)

オ 委員としてふさわしくない非違があったため、教育委員会として委員を解嘱する場合。
(教育委員会議決事項)

カ その他教育委員会が必要と認めた場合。(教育委員会議決事項)

※ 各種審議会委員等の解嘱に関する教育委員会の議決基準(昭和57年8月5日教育委員会決定)

ただし、教育長あてへの解嘱の報告事由は、ア、イ、ウ、エとする。

(2) 委員の選出については、本来は選考協議会を開催すべきところではあるが、次のとおり取り扱うものとする。

ア 学校教育関係者は、館長が調整する。

イ 地域の社会教育活動者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

ウ 施設の社会教育関係団体には、その団体から選出してもらう旨館長が説明し、団体の会長名で推薦してもらう。

エ 地域の家庭教育の向上に資する活動を行う者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

オ 地域の知識経験者は、選考協議会で現委員を決めたときの候補者を参考に館長が決め、館長が本人の内諾を得た後推薦する。

8 会議

(1) 会議は、年1回以上開催するものとする。

(2) 会議は、公開とする。(公開については、川口市審議会等の会議公開に関する要綱による。)

(3) 会議には、館長と公民館職員が出席するものとする。

(4) 議事録(答申)は、議事録署名人2名を選任し、署名をして文書で残すものとする。

9 傍聴

(1) 会議の傍聴人の定員は、2名以内とする。

(2) 傍聴の受付は、先着とし会議傍聴申込受付簿に記名させるものとする。

10 庶務

庶務は公民館で行い、会議資料及び議事録(答申)は生涯学習課長の決裁を受け保管する。

11 会議資料

会議資料及び議事録(答申)は、生涯学習課ならびに行政管理課(市政情報コーナー)にそれ

ぞれ１部ずつ提出する。

12 広報

会議資料及び議事録（答申）を窓口等で公開する。

（附則）この要綱は、平成１２年４月１日から、実施する。

この要綱は、平成２０年４月１日から、実施する。

この要綱は、平成２２年４月１日から、実施する。

この要綱は、平成２４年４月１日から、実施する。

この要綱は、令和４年４月１日から、実施する。